

平成 9 年答申(CISPR14-1/1993 年版準拠)からの変更点

番号	該当項	概要	変更理由
1	1. 適用範囲 1.1 項	<p>①. 対象除外が記述されている注 1 において、以下の例を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> -無線操縦装置、トランシーバ及びその他の無線送信機、玩具と共に用いるものも含む。 -アーク溶接機：CISPR11 <p>②. 「注 2 自動車、船舶又は航空機の電源システムで動作する玩具は本規格の対象としない。」を追加した。</p>	国際規格の修正に合わせた。
2	2. 引用規格	<p>以下の文章を追加し、引用規格を国際規格に合わせて変更または追加した。</p> <p>「次の参照文書は、この文書の適用に当たって不可欠である。発行年がある参照文書については、引用された版だけを適用する。発行年がない参照文書については、その参照文書の最新版（修正すべてを含む）を適用する。」</p> <p>(1)</p> <p>JISC60050-161:1997、EMC に関する IEV 用語 (IEC60050-161 第 2 版及び修正 1 に対応) IEC60050-161:1998(第 2 版修正 2)、国際電気技術用語 (IEV) - 161 節: 電磁両立性</p> <p>(2)</p> <p>JISC9335-2-76 : 2005、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 - 第 2-76 部 : 電気さく用電源装置の個別要求事項 (JISC9335-2-76 : 2005 は、「IEC60335-2-76:2002、家庭用電気機器及び類似機器 - 安全 - 第 2-76 部 電気さくの電源装置の個別要求事項」を JIS 化した。)</p> <p>(3)</p> <p>JISC8105-2-4:2003、照明器具 - 第 2-4 部: 一般用移動灯器具に関する安全性要求事項 (JISC8105-2-4:2003 は、「IEC60598-2-4 : 1997、照明器具 - 第 2-4 部 : 個別要求事項 - 第 4 節 : 携帯汎用照明器具」を JIS 化した。)</p> <p>(4)</p> <p>IEC60598-2-10:2003、照明器具 - 第 2-10 部: 個別要求事項 - 子供用の携帯照明器具</p>	国際規格の修正に合わせた。

番号	該当項	概要	変更理由
		<p>(5) JISC61000-4-20:2006 電磁両立性-第 4-20 部:試験及び測定技術-TEM(横方向電磁界)導波管の エミッション及びイミュニティ試験</p> <p>(6) J55015(H20)、電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法 (CISPR15 第 6 版::2000 修正 1:2001 修正 2:2002 電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許 容値及び測定法に対応)</p> <p>(7) 情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち、「無線周 波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」について(平成 19 年度答申)「第 1 部-第 1 編: 測定用受信機(CISPR16-1-1 第 2.1 版:2006)」</p> <p>(8) 情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち、「無線 周波妨害波およびイミュニティの測定装置並びに測定方法」について(平成 19 年度答申)「第 1 部- 第 2 編:補助装置-伝道妨害波-の技術的条件および性能評価法(CISPR16-1-2 第 1.1 版:2006)」</p> <p>(9) 情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち、「無線周 波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」について(平成 19 年度答申)「第 1 部:無線周波 妨害波及びイミュニティ測定装置-第 3 編:補助装置-妨害波電力(CISPR16-1-3 第 2.0 版:2004)」</p> <p>(10) 情報通信審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格について」のうち、「無線周 波妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」について(平成 19 年度答申)「第 1 部:無線周波 妨害波及びイミュニティ測定装置-第 4 編:補助機器-放射妨害波(CISPR16-1-4 第 2.0 版:2007)」</p> <p>CISPR16-1-4:第 2 版修正 1:2007 無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置と測定法に関する規 格-第 1 部-第 4 編:補助装置-放射妨害波</p> <p>(11) CISPR16-2-1:2003、無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置と測定法に関する規格-第 2 部-第 1 編:無線周波妨害波およびイミュニティ測定法-伝導妨害波測定法</p>	

番号	該当項	概要	変更理由
		<p>(12) CISPR16-2-2:2003、無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置と測定法に関する規格—第2部-第2編：無線周波妨害波およびイミュニティ測定法—妨害波電力測定法</p> <p>(13) 情報通信審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち、「無線妨害波およびイミュニティ測定装置の技術的条件」について（平成20年度答申）「第2部：無線周波妨害波およびイミュニティの測定方法第3編：放射妨害波測定（CISPR16-2-3第2.0版：2006）」</p> <p>(14) CISPR16-4-2:2003 無線周波妨害波およびイミュニティ測定装置と測定法に関する規格—第4部-第2編：不確かさ、統計および許容値のモデル—測定装置の不確かさ</p> <p>(15) 情報通信審議会諮問第3号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち、「情報技術装置からの妨害波の許容値と測定方法」について（平成22年度答申）（CISPR22第6.0版：2008）</p>	
3	3. 定義	<p>以下の定義を追加した。</p> <p>3.3 中間周波基準レベル、3.9 玩具、3.10 電池式玩具、3.11 変圧器式玩具、 3.12 交直量電源式玩具、3.13 電池箱、3.14 安全変圧器、3.15 玩具用安全変圧器 3.16 組み立てキット、3.17 実験キット、3.18 実用的玩具、3.19 子供用の携帯照明器具 3.20 ビデオ玩具、3.21 電子回路、3.22 電子部品、3.23 玩具の通常動作、 3.24 クロック周波数、3.25 電池動作機器、3.26 商用電源機器</p>	国際規格の修正に合わせた。

番号	該当項	概要	変更理由
4	4. 妨害波の許容値 4.1 連続妨害波	4.1.1 周波数範囲 148.5kHz から 30MHz まで（端子電圧） ①. 注（下限 148.5kHz について、150kHz における試験の適切性を説明している。）を追加した。 ②. 妨害波の許容値の緩和に関する記述を変更した。 ・ 100V、三相 200V 電源機器における緩和を廃止した。 ・ 700W 超整流子モータ内蔵機器、700W 超自販機における緩和を廃止した。 ・ 補助端子における緩和を廃止した。 ・ インバータ応用機器の電源端子雑音電圧における許容値を見直した。 150kHz～500kHz における緩和値を 30dB から 24dB に下げた。	①については、 国際規格の修正に合わせた。 ②インバータ応用機器においては、現状の技術レベルで可能な限り緩和を縮小した。
5		4.1.1.3 項 表 1 の注「平均値検波器による測定に対する許容値は暫定的なものである。」を削除した。	国際規格の修正に合わせた。
		4.1.1.4 項 電気さくの電源装置の許容値の適用に関する規定を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
6		4.1.2.1 30MHz～300MHz の妨害波電力測定 ①. 妨害波の許容値の緩和に関する記述を削除した。 ②. 表 2a 下の注「平均値測定に対する許容値は暫定的なものである。」を削除した。 ③. 「表 2b 30MHz～300MHz の周波数帯における妨害波電力測定時のマージン」を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
7		4.1.2.2 周波数範囲 30MHz～1000MHz における放射妨害波の測定 本項を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
8		4.1.2.3 許容値の適用 本項を追加した。 (4.1.2.3.2 商用電源機器、4.1.2.3.3 電池動作機器にて、主に放射妨害波の許容値の適用について規定している。)	国際規格の修正に合わせた。

番号	該当項	概要	変更理由
9	4.2 不連続妨害波	4.2.2 周波数範囲 148.5kHz から 30MHz まで (端子電圧) 4.2.2.1 項 表 1 の許容値を適用する条件の 1 つ「任意の 2 秒間に 2 個を超えるクリックを発生する場合」を削除した。	国際規格の修正に合わせた。
10		4.2.3 クリックの定義からの除外 ①. 据え置き暖房機の許容値 Lq に関する記述 (答申案 4.2.3.1 項) を削除した。 ②. サーモスタットで制御される三相スイッチに関する規定 (答申案 4.2.3.6 項) を付則 A へ移動した。 ③. 電気さく用電源装置に対する許容値に関する規定 (答申案 4.2.3.8 項) を 7.3.7.2 項へ移動した。	国際規格の修正に合わせた。
11	5. 妨害波端子電圧の測定方法 5.2 測定手順と配置	5.2.1 供試機器の導線の配置 5.2.2.3 通常接地して動作させなければならない機器 最終段落以降 (床置き型機器に対する規定) を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
12		5.2.3 電源線以外の導線の末端に補助機器を接続した機器 ①. 注 2 (補助機器への規定除外に関する記述) 追加。 ②. シールド線使用時の測定除外規定追加 ③. 測定開始周波数に関する規定 ($f_{start}=60/L$) 追加	国際規格の修正に合わせた
13	6. 妨害波電力の測定法 6.2 電源線上での測定手順	6.2.1 項 ①. クランプの試験配置とその他の導電体との距離を変更。: 0.4m 以上⇒0.8m 以上 ②. 床上で使用する機器の支持台の高さ規定 (0.1m±0.025m) を追加。 ③. 機器のための台の高さを変更。: 0.4m±0.05m⇒0.8m±0.05m	国際規格の修正に合わせた。
14	7. 動作条件と結果の解釈 7.1 一般事項	7.1.4 項 注 (ごく一般的な定格電源電圧の例) を追加。	国際規格の修正に合わせた。

番号	該当項	概要	変更理由
15	7.2 特定機器及び組み込み部品に対する動作条件	7.2.2 電池動作機器 外部電池を持つ機器の測定に関する記述を削除。	国際規格の修正に合わせた。
16		7.2.5 サーモスタット 本項追加。「7.2.4 項サーモスタット」の規定の代替手順。	国際規格の修正に合わせた。
17		7.3.1.1 電気掃除機 7.3.1.1.3 項 ①. 吸い込みホース内蔵導線の測定についての規定追加。 プラグ又はソケットが、使用者によって簡単に交換できるものに限る。 ①. 2mを超えるホースにおける雑音端子電圧測定に関する記述を削除。 ②. 制御導線とパワーノズル電源線をホースに内蔵する場合の測定についての記述(答申案7.3.1.1.3 項)を削除。	国際規格の修正に合わせた。
18		7.3.1.3 コーヒー挽き機及びコーヒーマーカー 以下の項を追加した。 7.3.1.3.1 コーヒー挽き機 7.3.1.3.2 コーヒー挽き機内蔵のコーヒーマーカー及びエスプレッソメーカー 7.3.1.3.3 全自動コーヒーマーカー	国際規格の修正に合わせた。
19		7.3.1.10(洗濯機) 注の後にリード線の測定に関する記述を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
20		7.3.1.20 エアコンディショナ 7.3.1.20.4 妨害波端子電圧の測定開始周波数に関する記述を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
21		7.3.4.15(炊飯器) 本項を追加した。	国際規格の修正に合わせた。

番号	該当項	概要	変更理由
22		<p>7.3.6 電気及び電子玩具</p> <p>以下の項を追加した。</p> <p>7.3.6.1 分類（カテゴリ分類とカテゴリ毎の適用試験）</p> <p>7.3.6.2 試験の適用</p> <p>7.3.6.3 動作条件</p> <p>7.3.6.3.2 実験キット</p> <p>※答申案 7.3.6.3 項（測定方法）を削除</p>	国際規格の修正に合わせた。
23		<p>7.3.7 種々の装置と機器</p> <p>7.3.7.3.1 単発スパーク式点火器</p> <p>タイトルから”調理用”を削除した。</p>	国際規格の修正に合わせた。
24	7.3 標準動作条件及び通常負荷	<p>7.3.7.3.2 反復性点火器</p> <p>①. タイトルから”調理用”を削除した。</p> <p>②. 表1及び表2の連続性妨害限度値を適用する条件「2秒以内に2個超のクリックが発生しない。」を削除した。</p> <p>③. 連続妨害波測定時の負荷条件を追加した。</p>	国際規格の修正に合わせた。
25		<p>7.3.7.5 ガス放電ランプを組み込んだ個人医療機器</p> <p>本項を追加した</p>	国際規格の修正に合わせた。
26		<p>7.3.7.7 バッテリ充電器</p> <p>注記（妨害波電力の許容値を適用しない）を削除した。</p>	国際規格の修正に合わせた。
27		<p>7.3.7.8 整流器</p> <p>①. 注記（妨害波電力の許容値を適用しない）を削除した。</p>	国際規格の修正に合わせた。
28		<p>7.3.7.9 コンバータ</p> <p>注記（妨害波電力の許容値を適用しない）を削除した。</p>	国際規格の修正に合わせた。

番号	該当項	概要	変更理由
29	7.4 結果の評価	7.4.1 連続妨害波 7.4.1.4 特定周波数の許容範囲を±10%から±5MHzに変更した 7.4.1.6 (放射妨害波の周波数範囲に関する記述) 本項を追加した。 7.4.2.2 最終段落(瞬時スイッチングのパルス列の継続時間について)を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
30	8 CISPRの無線妨害 許容値の解釈	①. 8節直下にあった許容値の意義に関する記述を削除した。 ②. 「8.1 CISPR 許容値の意義」を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
31	8.2 型式試験	本項を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
32	8.3 大量生産する 機器の許容値に対 する適合性	8.3.1項 本項を追加した。	国際規格の修正に合わせた。
		8.3.4 さらに大きいサンプル数 前回答申案 8.1.3 項の内容から置き換えた。	国際規格の修正に合わせた。
33	8.4 不適合	前回答申案 8.1.3 項の内容から置き換えた。	国際規格の修正に合わせた。
34	9 放射妨害波の測 定方法	追加 ※前回答申案「9. 考慮すべき事項」を削除した。	国際規格の修正に合わせた。
35	10 測定の不確かさ	追加	国際規格の修正に合わせた。
36	付則 A	表 A.1 の適用機器例のうち、用品名を削除した。	電気用品名にとらわれずに個別条件を適用できるようにするため。

番号	該当項	概要	変更理由
37	付則 C	不連続妨害波（クリック）の測定のための指針を変更した。	国際規格の修正に合わせた。
38	付則 ZA	一部を除いて動作条件を削除した。 H A 端子の取り扱いを追加した。	電気用品名にとらわれずに個別条件を適用できるようになったため不要となった。 H A 端子に関する規定が国際規格にないため記述した。
39	付則 ZB	5.2.3 項に関する記述を除いて削除した。	国際規格の修正に合わせて ること不要となった。
40	付則 ZC	削除した。	電気用品名にとらわれずに個別条件を適用できるようになったため不要となった。